

みやざきスギ新築・リフォーム支援事業補助金交付要綱

平成 24 年 4 月 27 日

環境森林部山村・木材振興課

(趣旨)

第 1 条 県は、木造住宅の建設を促進するため、予算で定めるところにより、木造住宅の新築及び住宅の増改築等リフォームを行う者（以下「補助事業者」という。）に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 「木造住宅」とは、構造耐力上主要な部分が木造である住宅をいう。

(2) 「新築」とは、更地に新たに建築物を建築することをいう。

(3) 「リフォーム」とは、以下に掲げる工事を総称したものをいう。

ア 増築 既存建築物に建て増しをする、又は既存建築物のある敷地に新たに建築することをいう。

イ 減築 既存建築物の延床面積の一部を減らすことをいう。

ウ 改築 建築物の全部又は一部を除去し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後引き続きこれと用途、規模、構造の著しく異ならない建築物を建てることをいう。

エ 修繕 経年劣化した建築物の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図ることをいう。

オ 模様替え 建築物の構造・規模・機能の同一性を損なわない範囲で改造することをいう。

カ その他改修工事 ア～オ以外の知事が定める工事をいう。

(4) 「県産材」とは、県内において生産、製材又は加工された国産材製品をいう。

(5) 「合法木材」とは、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成 18 年 2 月）に基づき合法性が証明される木材・木材製品をいう。

(6) 「構造材」とは、通柱、管柱、間柱、土台、大引、根太、梁、桁、筋かい、母屋、棟木、垂木、小屋束をいう。

(補助対象経費及び補助額等)

第3条 この要綱に基づく補助金(以下「県補助金」という。)の交付の対象となる経費及び補助額は、次のとおりとする。ただし、県産材かつ合法木材(以下「県産・合法材」という。)とそれ以外の木材等で構成される建材(集成材、合板、パーティクルボード等)の場合の補助対象経費は、別紙の例を参考に県産材等であることが明確な断面、厚み、混合割合等の比率により材積換算を行うことにより算出するものとする。

なお、圧縮されたものについては、その圧縮率で原形換算するものとする。

補助対象経費	補助額
(1) 県内に自らが居住するため、県産・合法材を一定量以上使用して木造住宅を新築する場合における構造材に係る県産・合法材購入経費	10万円
(2) 県内に自らが居住する住宅を県産・合法材を一定量以上かつ県産・合法材購入経費として10万円以上使用してリフォームを行う場合における県産・合法材購入経費	5万円

(申請書に添付すべき書類)

第4条 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、以下のとおりとする。

- (1) 納税証明書(県税に未納がないことの証明)
- (2) 申請者一覧表(別記様式第5号)

(補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 申請者が次の各号のいずれにも該当しないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団

員

暴力団又は前号に掲げる暴力団員と密接な関係を有する者

- (4) 知事が規則第11条及び第12条の規定により報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
- (5) 県補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間整理保存すること。
- (6) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げのできる期限)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲等)

第7条 規則第10条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、みやざきスギ新築・リフォーム支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(別記様式第6号)を提出しなければならない。

- 2 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の増額及び20パーセント以内の減額とする。ただし、リフォームについては、20パーセント以内の減額であっても木材購入経費が10万円に満たない場合はこの限りではない。

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、精算払により交付する。

(実績報告)

第9条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月15日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第1号又は第2号)及び収支決算書(別記様式第3号又は第4号)
- (2) 県産・合法材証明書(別記様式第7号)【木材業者が証明する書面】
- (3) 上棟完了証明書(別記様式第8号)又はリフォーム工事完了証明書(別記様式第9号)【施工業者が証明する書面】

(財産処分の制限等)

第10条 補助事業者は、規則第21条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは、みやざきスギ新築・リフォーム支援事業財産処分承認申請書(別記様式第10号)を提出しなければならない。

2 規則第21条第1項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた耐用年数の期間とする。

(書類の提出部数等)

第11条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成24年4月27日から施行し、平成24年度の予算に係るみやざきスギ新築・リフォーム支援事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の予算に係るみやざきスギ新築・リフォーム支援事業補助金から適用する。

補助対象となる県産・合法材の範囲と対象経費の算出について(主なもの)

県産・合法材の無垢材 	県産・合法材の材積 $V=1.0 \times 0.1 \times 0.01$ 0.001 m ³ 全体 0.001 m ³	補助対象経費 の算出乗数 1.0
県産・合法材の圧縮材 	県産・合法材の材積 $V=1.0 \times 0.1 \times 0.01 \div 0.5$ 0.002 m ³ 全体 0.002 m ³	補助対象経費 の算出乗数 1.0
県産・合法材の集成材 	県産・合法材の材積 $V=1.0 \times 0.1 \times 0.01$ 0.001 m ³ 全体 0.001 m ³	補助対象経費 の算出乗数 1.0
県産・合法材と県産材 以外の複合建材 	県産・合法材の材積 $V=1.0 \times 0.1 \times 0.005$ 0.0005 m ³ 全体 0.001 m ³	補助対象経費 の算出乗数 $0.0005 / 0.001$ 0.5
県産・合法材の圧縮材 と県産材以外の複合 建材 	県産・合法材の材積 $V=1.0 \times 0.1 \times 0.005 \div 0.5$ 0.001 m ³ 全体0.0015 m ³	補助対象経費 の算出乗数 $0.001 / 0.0015$ 0.66

※ 県産・合法材とは、県産材かつ合法木材をいう。

別記

様式第1号（第9条、規則第3条関係）

事業計画書（事業実績書）【新築】

1	申請者	①		
2	申請者住所	〒	TEL	
			FAX	
3	建設場所			
4	施工業者		担当者名	連絡先
5	木材供給者		担当者名	連絡先
6	構造・階数	造一部 造 地下階/地上階		
7	延床面積	㎡		
8	全体事業費	円		
9	うち県産・合法材材料費	円		
10	うち構造材材料費	円		
11	木材使用量	㎡		
12	うち県産・合法材使用量	㎡		
13	うち構造材使用量	㎡		
14	工事着工予定	平成 年 月 日		
15	上棟予定	平成 年 月 日		
16	完成予定	平成 年 月 日		

※県産・合法材・・・県産材かつ合法木材

※県産材・・・県内において生産又は製材、加工した国産材製品

※合法木材・・・林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月）に基づき合法性が証明される木材・木材製品

※構造材・・・通柱、管柱、間柱、土台、大引、根太、梁、桁、筋かい、母屋、棟木、垂木、小屋束

様式第2号（第9条、規則第3条関係）

事業計画書（事業実績書）【リフォーム】

1	申請者	①			
2	申請者住所	〒 -	TEL		
			FAX		
3	リフォーム施工住宅所在地				
4	リフォーム種類及び内容 (下記ア～カを選択し、その工事内容を記載してください。)				
5	施工業者		担当者名		連絡先
6	木材供給者		担当者名		連絡先
7	構造・階数	造一部 造 地下階/地上階			
8	延床面積	㎡			
9	全体事業費	円			
10	うち県産・合法材材料費	円			
11	木材使用量	㎡			
	うち県産・合法材使用量	㎡			
12	工事着工予定	平成 年 月 日			
13	完成予定	平成 年 月 日			

※リフォームの種類・・・ア 増築 既存建築物に建て増しをする、又は既存建築物のある敷地に新たに建築することという。
 イ 減築 既存建築物の延床面積の一部を減らすことという。
 ウ 改築 建築物の全部又は一部を除去し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後引き続きこれと用途、規模、構造の著しく異なるない建築物を建てることという。
 エ 修繕 経年劣化した建築物の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図ることという。
 オ 模様替え 建築物の構造・規模・機能の同一性を損なわない範囲で改造することという。
 カ その他改修工事 ア～オ以外の知事が定める工事という。

※県産・合法材・・・県産材かつ合法木材

※県産材・・・県内において生産又は製材、加工した国産材製品

※合法木材・・・林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年2月)に基づき合法性が証明される木材・木材製品

様式第3号(第9条、規則第3条関係)

収支予算書(収支決算書)【新築】

1 収入の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
県補助金				
自己負担金				
合 計				

2 支出の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
住宅建設費				
構造材に係る県産材かつ合 法木材購入経費				
合 計				

(注)備考欄には、主要な経費の算出基礎等を記載する。

様式第4号(第9条、規則第3条関係)

収支予算書(収支決算書)【リフォーム】

1 収入の部 (単位:円)

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
県補助金				
自己負担金				
合 計				

2 支出の部 (単位:円)

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
リフォーム工事費				
県産材かつ合法木材 購入経費				
合 計				

(注)備考欄には、主要な経費の算出基礎等を記載する。

申請者一覧表

氏名 (フリガナ)	性別	住所 (都道府県名のみ)	生年月日
-----	男・女		明治・大正・昭和・平成 年 月 日
-----	男・女		明治・大正・昭和・平成 年 月 日
-----	男・女		明治・大正・昭和・平成 年 月 日
-----	男・女		明治・大正・昭和・平成 年 月 日
-----	男・女		明治・大正・昭和・平成 年 月 日

様式第6号(第7条、規則第10条関係)

平成 年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所 〒

氏 名 ④

平成 年度みやざきスギ新築・リフォーム支援事業変更(中止・廃止)
承認申請書

平成 年 月 日付け24965 - で交付決定のあった平成 年度みやざきスギ新築・リフォーム支援事業については、下記のとおり計画を変更(中止・廃止)したいので、補助金等の交付に関する規則(昭和39年宮崎県規則第49号)第10条第2項及びみやざきスギ新築・リフォーム支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

変更(中止・廃止)する理由(内容)

--

県 産 ・ 合 法 材 証 明 書

宮 崎 県 知 事 殿

証明者 (製材品等納入者)

住所

事業者名

下記のとおり納材した建築資材が県産材かつ合法木材であることを証明します。

記

1 建築主又はリフォーム施工主の氏名

2 建築場所又はリフォーム施工場所

3 施工者

4 証明内容

構造材又はリフォーム工事に使用する県産材かつ合法木材の量	m ³
------------------------------	----------------

※「県産材」とは、県内において、生産、製材又は加工された国産材製品をいいます。

証明者 (製材品等納入者) が県外の事業者の場合、県内において生産、製材又は加工されたことが分かる書類を別途添付してください。(例: 伐採届、出荷証明書、納品書等)

※「合法木材」とは、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年2月)に基づき合法性が証明される木材・木材製品

※「構造材」とは、通柱、管柱、間柱、土台、大引、根太、梁、桁、筋かい、母屋、棟木、垂木、小屋束

※証明書には納材の内訳 (部材名、樹種、規格・寸法、材積) が分かる出荷証明書や納品書等を添付してください。

上 棟 完 了 証 明 書

宮崎県知事 殿

証 明 者
住 所
事業者名
電 話

下記の住宅について、上棟が完了したことを証明します。

記

1 住宅所在地

2 依頼者氏名

3 上棟完了日

平成 年 月 日

4 添付書類

棟上げ完了の状態が分かる写真3枚（撮影位置を変えて撮影したもの）

別途住宅完成後に撮影方向の異なる住宅・敷地全景2点、住宅内部2点以上の写真を提出してください。（デジタルデータでも可）

平成 年 月 日

リ フ ォ ー ム 工 事 完 了 証 明 書

宮崎県知事 殿

証 明 者
住 所
事 業 者 名
電 話

下記の住宅について、リフォームに係る全ての木材の使用について完了したことを証明します。

記

- 1 住宅所在地
- 2 依頼者氏名
- 3 リフォーム（木材使用部分）完了日
平成 年 月 日
- 4 添付書類
リフォーム完了の状態が分かる写真3枚（撮影位置を変えて撮影したもの）

